

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

招 集

令和 7 年 1 0 月 1 日（水）定例会閉会后 議会委員会室

出席委員（8 名）

（委員長）戸 田 隆 次 （副委員長）今 城 雅 子
岩 崎 康 朗 奥 岩 浩 基 国 頭 靖 塚 田 佳 充
中 田 利 幸 錦 織 陽 子

欠席委員（0 名）

議長及び副議長

岡田議長 田村副議長

説明のため出席した者

【総務部】藤岡部長
〔秘書広報課〕幸本課長
〔財政課〕金川課長 中村課長補佐兼総括主計員 高木係長

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 松田調整官

傍聴者

安達議員 西野議員 又野議員 松田議員 吉岡議員
報道関係者 0 人 一般 0 人

協議事件

- 1 1 2 月定例会の日程（案）について
- 2 議場における情報保障システム導入事業（仮称）について
- 3 米子市議会基本条例の検証について

〜〜

午後 0 時 5 9 分 開会

○戸田委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

早速ではございますが、協議事件 1、1 2 月定例会の日程（案）についてを議題とします。資料 1 を御覧ください。

これについては持ち帰り案件となっておりますが、委員の皆様、この日程案でよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 それでは、1 2 月定例会につきましては、この日程のとおりとさせていただきます。

ここで執行部は御退席ください。御苦労さんでした。

〔執行部退席〕

○戸田委員長 次に、協議事件 2、議場における情報保障システム導入事業（仮称）について、事務局の説明を求めます。

松田調整官。

○松田調整官 聴覚障がい者に配慮した情報保障の取組につきまして、このたびは仮称ではございますが、議場における情報保障システム導入事業の現在のところの案について御説明申し上げます。

このたびの御説明は、先日開催されました各派会長・幹事長会議におきまして具体的な予算要求等につきまして御承諾をいただきました。加えて御意見もいただきましたので、それらを加味した事業の内容を御確認いただきたいと思いますものとなります。必要な予算を12月議会の補正予算にて措置していただくことにより、令和8年3月議会から試行実施してまいり、7月議会から本格実施を行ってまいりたいと考えてございます。

それでは、資料2-1を御覧くださいませ。まず、大きな1、当事業の目的でございます。記載してございますとおり、障がいの有無を問わず、誰もが同じように情報を受け取ることができるよう情報発信の充実を図ってまいります。

次に、大きな2、事業概要ですが、文字表示につきましては、音声AIによりリアルタイムで文字変換させ、新たに設置を予定してございます議場内のモニターとテレビ中継、インターネット放送により情報発信を行いたいものと、手話通訳につきましては、手話通訳者を派遣していただき、実際の手話通訳の映像を先ほどの文字表示と同様、モニターとテレビ中継等で情報発信を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、大きな3、12月補正予算要求額についてでございます。(1) 委託料につきましては、鋭意中海テレビ放送さんと協議してきておりまして、①から④の委託に、前回の各派会長・幹事長会議におきまして御意見をいただき、増設モニター2台目として⑤を加え、各委託料を精査の上で合計が450万円余となっております。(2) 修繕料につきましては、手話通訳者撮影場所の部屋の増設費用でございまして、手話通訳者の方々とも協議を継続しておりますが、現在のところ6階傍聴席入り口横のスペースに増設しようと考えてございまして、営繕課を経由した業者の見積額78万7,000円となっております。

(3) 備品購入費は、手話通訳者を撮影するために必要なカメラと三脚の費用でございます。(4) 手数料でございますが、試行的な実施を考えてございます、来年の3月議会での手話通訳者の時間給と交通費を加えた派遣手数料となります。なお、時間給につきましては、県内の議会への派遣につきましては一律4,200円となっております。

(1) から(4) までの合計が、このたびの12月補正予算の予算要求額628万8,000円と見込んでおりまして、その財源として、交付税措置がございますデジタル活用推進事業債を委託料と備品購入費に充当してまいりたく、県との協議に入るところでございます。

導入後のランニングコストについてですが、会議録完成後に修正した字幕に載せ替えて配信する御意見をいただきましたので、委託料として33万円を追加し、年間4回の定例会本会議の手話通訳者派遣手数料と240万円と合わせまして、年間合計300万円余として見込んでおるところでございます。

次に、先進地であります鳥取市議会の様子について、資料の2-2を御覧ください。鳥取市議会におかれては、令和元年の新庁舎移転を機に、令和4年9月議会から新たな試みとして手話通訳と傍聴席字幕、インターネット字幕中継を導入されたものでございます。1ページ目の比較的大きな写真が傍聴席用のモニター表示となっております。2ページ

目の写真が傍聴席の写真とインターネット生中継の写真でございまして、本市議会といたしましてもこのような事業展開を考えているところでございます。

次に、モニター表示につきまして、資料２－３を御覧ください。１ページ目のイメージは、発言者の映像に画面右端に手話の映像を加えたもの。２ページ目のイメージは、１ページ目のイメージに字幕を加えたもの。そして、３ページ目のイメージは、字幕のみのものとなります。現在、議場内の議会事務局職員席の背面にあります既存のモニター１台に加え、新たに傍聴席用を含め２台のモニターを増設の予定でございまして、議場内合計３台のモニターに、それぞれの設置場所にて最適な組合せにより表示をしてみたいと考えてございます。今のところ既存のモニターには１ページ目の手話を入れたものを、傍聴席のモニターには２ページ目の手話と字幕を入れたものを、もう１台は議員にも見ていただけるモニターに字幕を表示しようと考えてございます。いずれにいたしましても、引き続き当事者様のお声を伺いながら、県内各団体の状況等も踏まえつつ優先順位をつけて、聴覚障がい者に配慮した情報保障に取り組んでまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○戸田委員長 事務局の説明は終わりました。

委員の皆様から質疑、御意見等がございましてでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 それでは、御意見はないようですので、こちらの内容で特段御異議がないようでしたら、このとおりさせていただきたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 御異議ございませんので、そのようさせていただきます。

次に、協議事件３、米子市議会基本条例の検証についてを議題といたします。本日は前回に引き続き、米子市議会基本条例の検証を進めてまいります。

初めに、前回会派に持ち帰りとなりました第７条第１項について協議をし、合意に至らなかった場合は採決を行っていきたいと思います。

５ページ目をお開きいただきたいと思います。第７条の第１項、持ち帰りということでＡ、Ｂ、Ｃということでございますが、何か御意見ございますでしょうか。

錦織委員。

○錦織委員 うちの会派のほうで持ち帰りさせてほしいっていうふうに前回言ったと思うんですけども、ちょっと協議しました結果、今までよりも後退しているという、全協の時間とか回数が制限されたという、これまでよりも後退してると感じてることから、Ｃのままでということで、うちの会派は。

○戸田委員長 Ｃのまま。

○錦織委員 はい。以上です。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 それでは、採決を行っていきたいと思います。

それでは、今の第７条の第１項につきまして、Ａ評価に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…今城委員、岩崎委員、奥岩委員、塚田委員、中田委員〕

○戸田委員長 賛成多数でございますので、よって、第7条第1項につきましては、A評価と決しました。

以下、繰り返していききたいと思います。

次に、7ページ目をお開きください。第10条の第1項について協議をしまいたいというふうに思います。

よなご・未来さん、御意見ございますでしょうか。7ページの第10条第1項。

国頭委員。

○国頭委員 書いてあるとおりなんですけども、書いてあるとおりです。政務活動費の利用に際して、うちの会派、ちょっとずっと利用の項目等がやっぱり前から変えてないっていうところもあったりして、当てはめるのがやっぱり難しいということで、支出を断念したところもありました。だから、やっぱりそのところは、時代に合ってたところでやっぱり調整っていうか、考えてもらいたいっていうところがあります。つくったからって言って、ずっと変えないっていうのもいけないと思っておりますので、そういったところの運用について書かせていただいております。だから、見直してっていうのも必要なんじゃないかということでBということにつけさせていただきました。

○戸田委員長 Aに近いBという、Aに近いというような話はなりませんか。

奥岩委員。

○奥岩委員 ちょっと国頭委員さんに伺ってみたいんですけど、こちら第10条第1項につきましては、政務活動費、こちら規則にのっとって適正に執行しているかどうかということだと思いますので、今、御意見いただいたお話は大事ななと思うんですけど、Bとなると、何かがあって適正に執行されてなかったっていうふうに受け止めてしまうんですが、恐らくこれ途中段階で支出をしようとしたけど、それは違ってるっていうのできちっと政務活動費の規則にのっとって支出をされて、それを公開されてるってことだと思いますんで、こちらに関しては評価自体はAでいいのかなと思いますし、課題についてはまたこの分なのか、第10条第2項のほうなのか第3項なのか、そちらのほうで付言で提案していただけたらありがたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○戸田委員長 国頭委員。

○国頭委員 それでいいと思います。付言ということにつけさせていただきたいということで上げさせてもらいましたんで。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

整理しますと、今、付言事項で対象としていきたいと言いますが、今のA評価ということとよろしいですか。

○国頭委員 はい。

○戸田委員長 それでは、皆さん、他はA評価でございまして、無所属の森田委員もA評価ということで、A評価ということとよろしゅうございますか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 次に、第10条第3項について協議お願いしたいというふうに思います。

蒼生会とよなご・未来は検証対象外、実績なしであり評価できないということなんです、蒼生会さんからちょっと聞きましょうか。

奥岩委員。

○**奥岩委員** 改正実績なしということで評価対象外とさせていただいてるんですけど、見させていただきますとAにされてる方も多くいらっしゃいますので、どちらでもいいかなとは思いますが、先ほど国頭委員さんに御質問させていただいたとおりでありまして、このところで今後の検討については一考の余地があるのかなっていうようなところは、評価が終わった後ですけど、付言でつけてもいいかなと思います。すみません、ちょっとこれを、ですんで、どこまで実績があった、ないかっていうので評価をするかっていうとちょっと難しくてですね、すみません、対象外とさせていただいております。

○**戸田委員長** 国頭委員さんのほうから御意見をいただきます。

国頭委員。

○**国頭委員** 実績はないので評価できないっていうことを書いておりますけども、あったのならば改正に当たってはということですけども、そういった、今回は問題提起はさせてもらいましたけども、そういう面ではできてないので、評価できないのかBなのかなって、Aとは言えないんじゃないかなとは思いますが。

○**戸田委員長** 中田委員。

○**中田委員** この条文は、改正をするに当たってはという条文なので、今の時点でそういう問題があるということは、もし、今日スタートとすると今後の話ですよ。だから、今までのところでこの改正に当たってはという実例がないってところで蒼生会さんのほうも該当なしとされたと思うので、私はそれで本来はいいと思っております。うちはAって出しましたが、そのケースがなかったということで、条文自体は、改正に当たっては、改正もしするっていうことになればっていうことなので、そこら辺で条文どおりに評価すればいいと思いますけど。

○**戸田委員長** 検証対象外という。

公明党議員団、今城委員。

○**今城委員** 一応、Aということには会派としてはしていますが、該当がないという意味での対象外ということには異論はありませんので、対象外でも構いません。

○**戸田委員長** 日本共産党米子市議団、錦織さん。

○**錦織委員** 実績はないかもしれないけど、この条文そのものは別に構うことはないのかなっていうふうに思ってAにしたんですけどね。

○**戸田委員長** 同じような意見だね。

○**今城委員** どっちでも。

○**錦織委員** どっちでも。

○**今城委員** 正解ですね。どちらも正解ではありますね。

○**戸田委員長** 検証対象外ですね。

○**錦織委員** なしって言われるんだったら、まあ別にそれでもいいですけど。

○**戸田委員長** 自由創政、岩崎委員。

○**岩崎委員** 私も、そうですね、実績がありませんので、特に構わんでもいい、第10条第1項がAなので、そのままAでっていう考えではおったんですが、必ずしもっていうことではありません。皆さんがその実績なしだったら、これは対象外っていうことであれば、それは私もそれは同調したいと思います。以上です。

○**戸田委員長** 意見が出そろいましたが、検証対象外ということで集約できるかなと思

いますけど、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 次に、第11条第1項、研修についてでございますが、錦織委員さんのほうから御意見いただければと思います。

錦織委員。

○錦織委員 実施されてることはされてるんですけども、さらに研修の場を設ける必要があると。議員の資質向上のためのね、全体で研修する場がもうちょっとあってもいいんじゃないかなというふうに思ってBにしました。

○戸田委員長 さらにあった方がいいんじゃないかっていうことね。

○錦織委員 はい。

○戸田委員長 国頭委員。

○国頭委員 うちも同じです。やはり任期は4年ありますんで、やはり議員研修っていうのは視察とともに必要なことじゃないかなと思ってますんで、そういう意味で書かせてもらいました。

○戸田委員長 蒼生会、奥岩委員。

○奥岩委員 記載させていただいてるんですけど、新人議員さんに対しては速やかに研修を開催されましたので、その分だけでしたら満点の評価かなと思いますけど、全議員に対しての開催が少し時期的にずれたことがありましたので、とはいえ、Bとなると5割程度の評価になりますので、おおむね8割ということでAなのかなと思っております。先ほど、ほかの委員さんからも御意見がいろいろ出たんですけど、こちらの第11条第1項につきましては、この基本条例の理念を議員間で共有するためにここに記載がされていて、改選後すぐに皆さん同じ認識で議会をスタートしていきましようというところでありますので、全体のこの議会の任期期間中を通じての研修とかとは少しそれるのかなと思いますので、こちらにつきましては、最初の議会基本条例に対する議会研修、議員向けの議会研修というところで理解しておりますので、そちらのほうで協議していただけるとありがたいなと思います。

○戸田委員長 ほかに御意見ありませんか。

錦織委員。

○錦織委員 これが新人議員に対する研修ということに限定されてるものであれば、されてますねっていうことでAにはなるんですけども。その、ただ（研修）っていうふうになってるんで、どういう意味でしょうかね、これは。どういうふうに理解したら、議員の任期が開始した後にこの条例の理念を早く知らしめるという、理解してもらうということであって、新人議員研修会っていうことに限定されているんであればAですねっていう感じですね。

○戸田委員長 中田委員。

○中田委員 この条例は、任期が開始した後ですから、改選後、速やかにつていうことで、例えばこの条例が設置されて以降、もう既に任期中であった人が新たに選挙を、その次の選挙によって、要は新人ではない状況の時点で、この共有化、この条例についての認識ができてないということであれば、その人は出席したほうがいいとは思いますが、でも認識は、条例に対しての認識がはかれてあれば、新たに來られた議員さん、議員になら

れた方が認識を共有するっていうことでいいと私どもは受け止めて、それはもちろん、例えば研修会開いたときに出席を拒むものではありませんが、この条例の目的は、その条例をきちっと認識してもらって、全員、皆さんがその認識について共有するっていうことが目的なので、そういう面からは、もしできてないっていうんだったら、であれば、そもそも今、議論してますけど、今あるこの条例が認識がばらばらっていうことを認めるような話じゃないですか、って私は思いますけど。私はそうは思っていない。

○戸田委員長 ほかに御意見ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 そうすると、おおむねできておるのではないかというような形の御意見だったかというふうに思いますが、今、錦織さんもA評価ということに歩み寄りたいというような御意見だったかというふう理解しますけれども、国頭委員はどうでしょうか。

○国頭委員 いいです。

○戸田委員長 いいですか。

そうしますと、意見が出そろいましたけど、A評価ということでよろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 次に、第11条第2項、御協議いただきたいと思います。

それでは、書いておられるところですので、錦織委員さんから御意見いただければと思います。

○錦織委員 私たちが今、議員研修するときっていうのは、大体4市の議会の研修っていうのが大体毎年あるんですけど、それ以外にたまに研修っていうのをね、議会として、この米子市議会としてするっていうことがちょっとないんじゃないかなというふうに思って、さっき第11条第1項でちょっと私がないんじゃないかっていうふうに述べたってのは、こっちのほうにむしろ当てはまるのかなと。研修機会をもっとしたほうがいいと思います。令和7年度では、5月にこの議会のハラスメント研修を実施したことはしたんですけども、そういった感じでもっと積極的にいろいろとしたほうがいいということからすると、現状ではBかなというふうに思っています。

○戸田委員長 もっと積極的にやらないとということですね。

よなご・未来、国頭委員。

○国頭委員 同じような考えです。共産党さんが米子市独自のハラスメント研修を実施したというのは、まあまあこれもいいことだったと思います。こういった研修もはじめ、やはり4市だけでなく、やはり講師を招いて、米子市の重要案件であるものに対してだったり、適宜そういったものは設けていくっていう環境整備っていうのは必要なんじゃないかなと思っています。ということでBにさせてもらってます。

○戸田委員長 ありがとうございます。

蒼生会、奥岩委員。

○奥岩委員 A評価にさせていただいております。恐らく、これが錦織委員、国頭委員さんがおっしゃってB評価にされてるのの基準と、うちの会派のほうで話をして最終的にA評価になった基準のところが、求めるところがちょっと違うのかなと思いながら、こちらの条文見させていただきますと、研修の強化及び充実に努めるものとするので、

それが年1回、今年度に関してはプラス1、プラスアルファがあって、任期中に年5回の、4市議会研修と米子市独自の合わせて5回の研修を開催したっていうのが、この条文に対して8割ぐらいできてるんじゃないかっていうののA評価にするのか、それとも、いやいやもっと年に2回、3回、4回、5回、毎月、毎日ちょっとあれですけど、いっぱい開催したほうがいいんじゃないかっていうのでBにされてるのか、ちょっとその辺が分からなかったのも、もしよろしければ国頭委員、錦織委員さん、どれぐらいの頻度で開催をするとこれがA評価に近いっていうイメージを持っておられますでしょうか。

○戸田委員長 という御意見ですが。

中田委員。

○中田委員 今、奥岩委員のほうから、どれぐらいの頻度でっていう話もありましたが、どのような研修ということも含めてお答えいただければと思います。

○戸田委員長 国頭委員。

○国頭委員 さっきもちょっと言ったんですけど、やっぱりその当面の米子市で直面してる、全協であったり、そういった米子市の重要政策についてのっていう、回数っていうのはあれですけどね。年1回とか、年1回の4市と同じぐらいあってもいいじゃないかなっていう感覚はありますけども。

○戸田委員長 錦織委員。

○錦織委員 私は、4市とは別に米子市議会独自の研修は最低でも1回はしたほうがいいなというふうに思います。その都度その都度、何にするかっていうのは対応、その時々的重要案件っていうこともありますし、それから、ともすれば大きい会派の主張される内容になってしまうんですけども、やっぱり議会運営っていうのはそういうものではないと思いますので、本当に、市民が求める議会の在り方とか、そういうことでのいろいろ市長経験者だとか、そういう人たちのことも交えて何か研修できればいいなっていう思いはあります、米子市議会として。

○戸田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 この研修で悩ましかったのが、能力の向上のための研修でして、それをどういった研修をしてどういった能力を議会として高めるんだっていうところがありますので、それを高頻度でやっていって能力を高めていくのか、それとも、4市議会の分と今年度、繰り返しになりますけど、独自でやった分みたいな形で高めていくのかっていうところと、あと、会派内で協議するときに少し難しかったのは、能力じゃなくて知識を深めるためですと、先ほどの政務活動費を使って研修を受けさせていただいたりですとか、先進地事例を見に他の自治体さんに行かせていただいたりとかっていうところがありますので、なかなかこれがどこにつながるのかなっていうのも思いながら、最終的には4市議会研修を通して年に1つずつ、1つなのか複数なのか、スキルをアップしつつ、今年度に至っては独自の研修もさせていただいたので、能力向上はしっかり議会としては図ってきてるんじゃないかっていう形でA評価にさせていただいております。もうちょっとこのスキルが要るんじゃないかとか、こういった能力が議会には求められるんで、全体的にボトムアップで底上げを図ったほうがいいんじゃないかっていうのがあれば、B評価とかっていうのもあるかなと思うんですけど、現状、最後の4年目になってきまして、見させていただきますと、おおむね8割程度っていうことでA評価でいけるんじゃないかなと考えておりま

す。

○戸田委員長 中田委員。

○中田委員 この条文っていうのは研修っていうことについて触れてる条文ですよ。この第2項は、議会は議会として議員の政策の形成及び立案に関する能力の向上を図るため、はっきり書いてあるんで、議会は多様性が前提としてあるので、その具体的な政策ということになると、そこの違いが出て当たり前のところなので、例えば、ハラスメントのように社会的に共通して一致できる項目ある場合は、その政策っていうものの一致を図っていくことは比較的できるかもしれませんが、ここで書かれているのは、政策の形成及び立案に関する能力の向上って書いてある、を定めた条文ですよ。そのために、向上を図るために、能力を、議会として研修をしましょうよっていう条文じゃないですか。読んだとおりですよ。だから、例えば、じゃあ今、共通してこの政策立案能力はどういうことでなかなか発揮できてないのかっていうような研修をするかしないかで、さっき奥岩さんも言われたように、個々の政策論で今、少数、多数っていう話もありましたけど、それは視察や各党派でのいろんな研修機会や調査機会を持っているんで、そこで保障されている中身、知識もそうですよね、さっき奥岩さんが言われた。だから、ここで言われてるのは、例えば、今もずっとこの条例を審査しながら私は感じてますけど、法や条例に対する知識の不足だとか、組立てだとか、そういった基礎基本を勉強しといたほうがいいんじゃないですかとか、例えば。そういった研修機会、共通して、議会が各議員共通して能力の向上のために設けるっていうことで私は理解したので、そういう面では正直言って私どもはAという評価をしましたけど、限りなくBに近いAです。

○戸田委員長 いいですか。ちょっと待って、国頭委員、手挙げてた、先に。いいですか。

○国頭委員 ちょっと奥岩委員の蒼生会さんがいろんな話を聞いてて、うちはAでもいいんですけども、ただ、やはり蒼生会さんが書かれた、やっぱり4市だけでなく単独の米子市の議会だけの研修ってものは、ハラスメントみたいなのもありましたけども、そういった様々な研修っていうのは必要だっていうことを付言してもらおうっていうことだったら、Aでもいいのではないかなと思ってますけど。

○戸田委員長 今城委員。

○今城委員 評価はもちろんAですし、ですので、それはそれでいいんですけど、先ほど来の皆さんの御意見を聞いてというか、もっともと思いつつ、前回の基本条例の検証結果の報告書の中の付言事項の(2)っていうところがあるんです。この(2)のところっていうのが研修のところが出ていところで、この(2)のさらに第2項についてはっていうふうに書いてあるところっていうのが、能力向上を図るためのみならず時代に即した研修内容、実施回数についての研修の在り方を検討すべきであるっていうふうに付言しているけど、この4年間一つもしてなかったわけですが、現実的なことを言うと。要するに、そこが一番の問題なのであって、現状の条例に対してのことは、いつも立ち返るのは、現状の条例に対してどうですかっていう検証を今しているわけなので、という意味ではAですよっていうところにはもちろんそうなると思うんですけど、まず一つの課題として、今ずっと議論してる中の課題として、この4市議員研修をやりましたという研修として本当に扱うべきなのかどうなのかっていうところも一つの課題が今、実は出てきてるんじゃないかなって思うところと、もう一つは、じゃあこの前回の付言も含めて、この議

員研修の、議員の政策の形成、立案能力っていうところに対してとか、または議会運営というようなことも含めてっていうところであると、やっぱりここら辺のところの研修の在り方やどんな内容をするのかっていうところは、やっぱりしっかりと次に決めるのか、年に1回なのかどうなのか分からないけれど、少しきちとした形で次に送ってあげらんといけないのではないかなっていうのは、これはまた付言にするのか、それとも条項の課題にするのかはちょっと分からないんですけれども、今後のことなので。ちょっと一つ、やっぱり我々が責任持って、もう8年もやってるのに、この前回は4年やってこの付言があって、こっちの4年やって一つもやってないっていう、このことについてやっぱり責任を取らんといけないのではないかなっていうのを感じているところです。

もう一つは、前回だったのか前々回だったのかちょっと覚えてないんですけれども、いろんな御意見があって、付言の中に物語、文章として出てるかどうかあれですけども、いろんな意見があった中で、やっぱり議員として議会を運営し、議会でいろんな能力を発揮していく基本は、地方自治法であったりとか、それから公職選挙法であったりとかっていう、我々がきちっと知っていて当たり前で、また守っていくべきものっていう上位法についてのが、あまりにも知らなさ過ぎるのではないかっていうところが話題にもなったところがあったので、そういう意味では、次に送るときに、そういうところもしっかり研修していくべきだっていうところは、何か、そこなくして学びを幾らしてもあんまり意味がないっていうか、元に戻っちゃうみたいのような感じになるのではないかなっていうことをちょっと感じているところです、今。ただ、検証については、うちは結局、条文について条例についてどうなのかっていうことなので、皆さんの懸念と同じものはあったとしても判断としてはAということに今、揺るぎはないって言ったら変ですけど、変わりはないのでということで。議論のために一言言っておきましたっていう感じで言わせてもらいました。以上です。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

錦織委員。

○錦織委員 最初の頃に4市の議員研修、それにほかにまだ何回やったらいんですかとかっていうような聞き方をされたんですけれども、私この第11条第2項っていうのは、別に4市研修だけで事足りるもんじゃないっていうふうに思いますし、だからこそ付言、研修の在り方を検討するっていうことも前回のあれで出たというふうに思うので、そういうことに対してAでいいんですかっていう、A評価でいいんですかっていうのはあると思います。だからBにして、何か早くこれを具体的に検討するっていうことに入ったほうがいいんじゃないかなっていうふうには思います、意見としては。

○戸田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 今、錦織委員さんからと、先ほど中田委員さん、今城委員さんからもいろいろ御意見伺っておりまして、評価的には悩ましいところでAで出ささせていただいてるんですけど、もろもろ勘案したりですとか、今後の議会運営のことを考えるとここは、先ほど錦織委員さんおっしゃられたとおりB評価とさせていただいて、様々な課題、今、皆さんからいただいてたような課題を付言でしっかりと申し送らせていただいたほうがいいかなというふうに考えますんで、うちは、うちはというか、私はBでもいいんじゃないかなと思います。あとは、塚田委員さんがどう考えられるかだとは思いますが。

○戸田委員長 塚田委員。

○塚田委員 うまいこと振っていただいて、私もB評価でいいかなと。皆さんの意見を聞きながらちょっと思ったところがございます。やはり1回だけでは研修にならないなと。もう何回か研修もしないといけないだろうというところと、前回の4年前にもそういった付言が出てるんであれば、やはりやるべきだと思いますので、これはB評価にさせてもらって、俎上に上げるというのは一つの手だと思います。

○戸田委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 いろいろ委員の皆さんのお話も聞いておりまして、条文に対して我々はAだと思っはいたんですが、やはり前回の付言事項にもあったように、この4年間を照らし合わせてみて、じゃあ本当にそれが正しくできてたかっていうと、改めてちょっと考えているところがございます。したがって、今回B評価でという委員の皆さんの御意見も踏まえましてB評価にして、しっかりと次回に送っていくというような考えでよろしいんじゃないかというふうに思いまして、切り替えたいと思います。以上です。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

そうしますと、意見が出そろいましたけど、B評価というふうな意見が多かったようですが、そういう形でよろしゅうございますか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 それで、御相談ですけど、付言事項としてまた検討していくという内容でよろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 国頭委員。

○国頭委員 付け加えさせてもらって、先ほど今城委員も、付言が前回あったっていうのをやっぱり、それも踏まえて検証のときに書き込む等々、何かしながらやっていくべきじゃないかなという思いはあります。

○戸田委員長 また協議しましょう。

それでは、第11条第2項につきましては、B評価ということでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、第11条第3項について御協議いただきたいと思います。

先に、よなご・未来の国頭委員さん。

○国頭委員 前項と同じように書いてしまってますけども……。

○戸田委員長 同じだね。

○国頭委員 やっぱり、前も言いましたけど、専門的な知識を有する者の意見を聞くっていうのはやっぱり必要だと思います。そういった意味で、何回も出ますけど、ハラスメントっていうのも専門の方が来られて研修を受けたわけでもありますけども、こういった研修っていうのは積極的にやっぱり開催すべきだということで書かせていただきました。

○戸田委員長 日本共産党米子市議団、錦織委員。

○錦織委員 第2項と重なるような感じなんですけれども、私もこれは、様々な分野における専門的な知識を有する者の意見を聞くということであれば、じゃあどんな分野っていうことを今言われると即答はできないんですけれども、やっぱりその研修を増やす機会を持つべきだということでB評価にしました。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

奥岩委員。

○奥岩委員 先ほどの第11条第2項のところでBと変更させていただいておりますので、ちょっとこちら第3項のところ、第2項がB評価ですので、その上で、かなりエキスパートの方に来ていただいて専門的な研修をずっとしてきましたよってというのも分かるんですけど、それでA評価というよりは、第2項と合わせてB評価へ変更させていただきたいと思います。

○戸田委員長 B変更ね。

信風さん、どうですか。中田委員。

○中田委員 信風ではなく、中田として答えさせていただきますが、委員ですので。この第3項は、明らかに第1項は第1項でその条文の目的の意味があります。第2項とは違う中身をここで出している中身で、この専門の知識を有する、聞くような研修機会に要は努めるってということで、先ほど来出てる研修機会そのものがなかったというか、そういう専門性のね。ただし、この専門性というのはどういう方の専門性を聞くのかというところは、議会として取り組むときには、そこはある程度一致して協議して合議を経て、合意を得て専門性というところをピックアップしなきゃいけないと思います、決めていくっていうことになると思いますんで、なかなかここところも普通の政策論が入り込むと難しいとこだとは思いますが。ただし、この条文どおり、開かれたか開かれてないかっていうことになる、その機会に恵まれなかったのか、現実的には開かれてないということなので、要は「充実に努めるものとする」なので、努めようと努力したかしてないかっていうことだと思う、評価はね、評価の仕方はそうなると思うんですよ。そうすると、そこら辺のところはちょっと抜けておったのかなという気はしますね。ですから、うちはAでは出しますが、私はこれもBでもいいんじゃないかなという気はします。ただ、そういう専門性を求めるような共有化が図れるような題材が、ある程度コンセンサスが取れるような状況があったかどうかっていうと、それ自体があんまりあったとは正直思っていないので、そこがCにはならないというところです。

○戸田委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 やはり、第2項で議論したとおりで、実際この4年間を振り返って、できるかできてないかっていうことで、してなかったというのが実態であります。第3項についても、してないのであればもうちょっと研修の充実に努めたかっていうとそうでもないってことにもなると思いますので、やはりB評価でっていう御意見が出ましたが、私どももそちらに近いところだと思っておりますので、B評価で構いません。よろしくお願いします。

○戸田委員長 そうしますと、ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 意見の集約化を図らせていただきたいと思います。B評価が多数でございましたが、B評価ということでよろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 そうすると、第12条、御協議いただきたいと思います。

（「うちからがいいですね。」と奥岩委員）

奥岩委員。

○奥岩委員 こちらA評価にさせていただいておりますが、先ほどの第11条第1項ですとか第2項のところと重なるようなところもあるんですけど、議会図書室の充実に努めるものとするというところで、努力義務の条文になっておりまして、この充実がどのぐらいなっているというところで、記載させていただいたんですが、形式上、議会図書室はありますよというところで資料等も置いてはいただいているんですけど、その充実の度合いがどのぐらいというところで皆さん認識しておられるかによって、うちはA評価というふうに出させていさせていただいておりますが、これがまだまだ足りないんだろうっていうところであればB評価でもいいのではないかと考えております。

○奥岩委員 続きまして、国頭委員。

○国頭委員 なかなか過去のものも新しくということで、古くなった本もやっぱりいつまで置いてるっていうこともありますし、新しく買うっていう、予算のこともあるんですけども、やっぱり私も蒼生会さんが書かれてる議会図書室について、機能と在り方について検討すべきっていうところは納得いくんですけど、そういった、その前に、やっぱり議員が、うちが書いている、やっぱり希望するような、雑誌も含めて、やっぱり意見を聞いて入れてもらうっていうことも、機会も必要なんじゃないかということでBとさせていただきました。

○戸田委員長 中田委員。

○中田委員 私は、ここは、何ていうか、議会の図書室なので、何でもかんでも希望するものを取り寄せるのとはちょっと違うんじゃないかって思ってます。それは政務活動費でも使えるので、そっちのほうで実際私どものほうは購入したりとかしてますし、私どもがBにしたのは、蒼生会さんが後段のところで書かれてる、まさにそのことがちょっとあって、今、学校図書なんかでも図書の書籍の充実だけではなくて機能、要するに調べ学習、学校でいえば調べ学習のための機能、そういったことの問題意識がちょっとあって、取りあえずいろいろ調べたいときに、例えばここでも私ども書いてますけど、例えばiJAMPのようなものとか、あるいはデジタルデータ的なものとか、そういったものの扱いが今後は必要ではないか。今までの充実で順次いろいろ書籍も入れていただいておりますけど、例えば、この間、この議運なんかにも関係する部分で、委員長、副委員長とかのそういった議事運営に関することなんかでも、例えばですけど、行政が出してる「議長・委員長必携」なんていうのは、もう今は出てないんですよね、最新版っていうのは。それで、数年前の分は、例えば書籍はあって、結構分かりやすく書いてある本などもあって、そういった議会運営に関わることだとか、そういった、かつてはもっと7分冊とか11分冊ぐらいになったものが、同じようなものがあつたんですけど、要は個々の経験則で引き継ぐだけではなくて、そういった議会運営のノウハウだとか事例だとかをきちっとこうやって、年度替わりで委員長なんかも替わったりもするので、読めるような書籍をきちっと整備しておくだとか、そういった本来の議会機能をきちっと維持向上させていくための書籍っていうところでは、ちょっと十分ではないんじゃないかなという気で私どもはBという評価をしました。

○戸田委員長 錦織委員さんはA評価ですけども、御意見がありますか。

○錦織委員 すみません、ちょっとうち、恥ずかしい話ですけども活用していないので、

今の状況で予算化もされてるので、新規入替えをすとか、そういったことは適宜やられてるということであればAというふうに思いますけど、さっき中田さんが言われたように、やっぱり今の時期に、時代に即したやり方っていうのがやっぱりあると思うので、そういうものに対応するっていうことではB評価かなっていうふうに思っています。

○戸田委員長 そうしますと……。

今城委員。

○今城委員 コメントっていう形で書いてませんでしたので、一応申し上げておいたほうがいいかなと思っているところなんですけれど、前回の評価のコメントがあるんですけれども、前回の評価のところの第12条のところの後半部分のところで行きますと、単に図書購入だけではなく、ちゃんと予算化してもらってますよっていうことがあった上で、単に図書購入だけではなく各種のデータベースを共同で設置して閲覧できるなどの、議員がさらに活用できる図書室とする必要があるんだっていうことを評価の内容としてのものがあるんですね。まさに皆さんがおっしゃって、また中田委員さんがそういうふうにおっしゃったことがそれ全てであって、という意味でもBなんですね。もっと言えば、ここに信風さんのほうから出ているiJAMPの件ですとか、あと交通センサスだとか経済センサスだとか、我々が本当にデータとして、当局と対峙するっていう意味でも、本当にデータとしてのエビデンスがきちとなってますよっていうところを上げた上で、議会質問なり委員会でのやり取りなりっていうことができるようなものが実はないといけないのではないかなっていうのをいつも思ってるところで、それを何となくいろんなところからそろえたり、人に聞いたりみたいな感じでしたりしてるけども、それは悪いことではないけれども、我々が本当に胸を張ってきちとできるっていうためのサポートとしてこの図書室であり、その図書は本というよりもそういうものがきちと手に入るっていう体制を整えるっていうことのほうが今後、今も今後も必要なのではないかなっていうような気がしています。そういう意味でのことがなされてないなっていうところと、前回これの評価にそういうふうにあってるけど、これもまた何も手つけてなかったよねっていう、議会側、我々がこんなものが要るっていう予算措置みたいなことをしなかったっていうこともあると思うんですけど、そういうところを踏まえてのBですというところです。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 そうしますと、意見集約を図りたいと思いますが、ほぼBということでございますが、第12条についてはB評価ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 これ付言事項の対象か何かでいいですか。

今城委員。

○今城委員 どちらにしても、各項目の中で、前回の評価を見ていただければ分かると思いますが、大体AであるとしたとしてもAである理由とか、Bである理由だとかっていうことをきちと評価内容として書いてると思いますから、評価内容をどちらにしても協議しますよね。その中でこれ絶対付言として送っかないけませんよねってことなのであれば、それは付言事項ということにもなるのかなと思いますけど、まずは取りあえず評価の、各評価に対する評価内容のところをどうするかを今後検討の中で議論すればいいかなと思

います。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 それでは、第12条につきましてはB評価ということで、よろしくお願いしますと思います。

次に、はぐっていただきまして、第15条第1項、御協議いただきたいと思います。

奥岩さんからいきますか。

奥岩委員。

○奥岩委員 これほかの条文のところでも専門の何か動向っていうのがあったような気がするんですけど、B評価とさせていただいたところについては、記載させていただいてるとおり、体制整備について協議・検討が必要であるのではないかなっていうところと、あとは、今は事務局の職員さん、人数そろってるような状態ですけど、そもそものこの事務局体制がしばらく、かなりタイトな状況が続いておりましたので、その辺も踏まえてBにさせていただいております。

○戸田委員長 次に、国頭委員。

○国頭委員 これは、書いてあるとおり、Cと厳しめに書いてありますけど、専任の法務担当さんはいないということ。調査担当の職員さんも、2人だったかな、まだまだお忙しい中、職員さん、頑張っておられると思いますけど、そういった面では、ほかの議会からしても、最近ちょっと人数が増えたかなと思いますけど、過去も少ないなという感じ、同等の市から見たら少ないなと思ってましたんで、そういった面では、もう少し増やしてもっていうところの感覚で、厳しくCとしてしまいました。Bでも構いません。

○戸田委員長 次に、錦織委員。

○錦織委員 私は、本当に事務局の体制がやっぱり弱いというふうに思います。何ていうか、県議会のときに行ったときに、すごい体制が充実してて、いろいろな様々な調査とか何か一緒にやってもらったり、とっても、それでまた事務局の人もやっぱり能力もだんだん、だんだんっていうか、高いし、私たちもそれで学ぶこともできるしっていうことで、すごい助かったんですね。やっぱり米子は忙しいし、あっちも忙しいと思うんですが、少ない人数でよくやれてるなっていうふうに思っていて、やっぱり議会運営をきちんとするためにも、今の体制ではもうてんで足りないっていうふうに考えてまして、充実させるべきだということからすると、B判定かなというふうに。

○戸田委員長 中田委員どうですか。

中田委員。

○中田委員 私、ここんとこを実は悩んで、Aにはしてるんですけど、非常に悩んだところだったんです。というのが、条文のほうで、政策立案機能の向上に資するようになって書いてあったので、この政策立案っていうことに資するっていうことになると、これは体制の整備の仕方が全然、要は強化の規模、規模というか、レベルが違ってくるっていうこともあって、それから、もう一つは、先ほど来ちょっといろんな条文のところでも言いましたが、立案っていうことになると、基本的に自己研さんというか、自分で習得しておかなければならない前提の知識、能力、能力って言うと語弊がありますんで、知識が必要で、さっき言った法や条例に関する知識だとか、単純にそこを抜きにして、職員だけがいれば

例えば条例がつかれるかっていう、そんな甘いものではないので、ここをどう考えるかっていうふうで、実は悩んだんです。

それで、立案っていうところにちょっとこだわった形で私はAにしたんですけど、これは調査も含めてということであれば、調査機能としては、私はその余裕は今の事務局にないと思ってますし、少なくとも、例えば私が一番今長くなってますけども、この26年間の中で、自分がかつての議会事務局に調査依頼をした経験がかつては何遍もあるんですね。そういったことを今頼んだら……。いや、能力がないからできないんじゃないかって、こなせるかなというようなことは、ここにもかつての私が頼んだ頃におった職員さんもいますけど、それはちょっと今では厳しいんじゃないかなと思うところも含めていけば、Aでは出しましたが、B判定かなという気がします。

○戸田委員長 B。

次、岩崎委員。

○岩崎委員 この条文をもう一回じっくり考えてみまして、議会はその事務局体制を整備するものとするとなっているんですよ、条文が。これ悩ましいなとちょっと考えてまして、市役所全体の人事のこととか、各部各課の全体のバランスとかもいろいろあるでしょうけども、体制整備の目的はやっぱり政策立案向上に資するようになってますので、やはりBのほうがいいのかと、今、実はちょっと思ってるところでございます。条文からしたら、どっちなんだろうなと思うんですけども。

Aとは書いてございますが、Aと一応申し上げたんですが、これもやはり皆さんの御意見のBというところにしても、これはこれでいいと思ってはいます。以上です。

○戸田委員長 今城委員は何か。

○今城委員 一応対象外という形に線を引いております。なぜそうなのかっていうと、人数の問題っていうのはとっても、今はまだ充実してますが、これ検討したりとか、年度当初とかみたいなきには、本当に大変よねって思うようなことがいっぱいあるっていうことや、そこはありました。ただ、なぜゆえに、じゃあ、対象外にしたのかというのと、この事務局の人事権はどこにあるかっていうと、実は議長にあるんですよ。議長が、あの人、この人、この人、この人って言って、定数の問題もあるんですけど、じゃあ、その人をお願いしますねって当局側に言ったとして、それが分かりましたって言って、その人を配置できるのかっていうと、それできない状態なんですよって言うのは、先ほど言われたように、全体のことも踏まえてっていうことになってしまって、人事権があるようでないっていうところがやっぱり、これは議会側としては苦しいところだよって言うことを踏まえての、実は、そういう状況なのに評価できないよねっていうつもりで評価できないっていうことにしたんですけど、現実的にそこなんじゃないでしょうかねっていう意味で。条文に対して我々ができる範囲っていうのが、とてもできない状態になってるんじゃないですかっていうことを踏まえてのところなんです。

ただ、皆さん、先ほどの御意見として、やっぱりこの1行目のところの政策立案機能の向上のために人事も含めての体制整備をするんだっていうことであれば、我々もちょっとそこら辺のところを積極的に当局と、交渉という言い方おかしいかもしれませんが、話をするっていうことは、もしかしたら必要だったのかもしれないと思ったり、もう少し強硬にしてもよいのかなって。議会側の様々な能力とか、実際問題、議案とかをきちっと

検討するっていうためにも、必要な人事なんだっていうことをきちっと本当は言うべきだったのかもしれないということを反省も含めて、皆さんがおっしゃっていたB評価っていうことは非常に納得できる場所ですとは思いますが。

○戸田委員長 そうしますと、皆さんの御意見いただきましたけれども、B評価というような御意見が多数でございますが、この第15条第1項につきましては、B評価ということとよろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 ありがとうございます。

次に、続きまして、第15条第2項に移りたいと思います。

御協議いただければというふうに思いますが、今度は錦織委員さんから御意見いただきたい。

○錦織委員 実績がないので、どのような活用ができるのかっていうのをやはりよく考えて検討すると、活用を図らないといけないということで、Bということにしました。本当は、実績がないんだったらCということになるかもしれないですけども、活用を議会としてあんまり考えてなかったということであれば、Bとして、積極的に活用するよう検討すべきだということをもちまして、Bにしました。

○戸田委員長 次に、中田委員。

○中田委員 私どもはBにしたんですが、それはなぜかという、その前の、先ほどの議論しました議会事務局の体制整備っていうところの評価に基づいて決めるべきことだなと思ったので、そうすると、まず、基本的に事務局の体制があって、その上で専門性っていうのが必要だというところで、ただし、世の中も専門性求めているのは事実で、ただ、それを議会っていう場所で、今、この米子市議会の事務局に、議会にどのような専門性を持った人が必要なのかというところの議論自体が不十分ということで、それは例えばDXなのか、それとも法務なのか、そういった、どういう専門性が求められるかっていうところが不十分な背景の中で、こう考えるとBなのかなということです。

○戸田委員長 ありがとうございます。

国頭委員。

○国頭委員 実績というところで、多分、議会事務局さんが実績なしということでやられたと思うんですけども、やっぱり、ここ書いてありますように、専門知識、研究機関、大学等のっていう、そういったところの何かパイプをつくっていくっていうのが、まずは何か必要なじゃないかな。先ほど中田委員言われたように、法務だったら調査課とか、そういったとこに頼るのかもしれないんですけど、そういった体制づくり、いわゆるそういった困ったときに聞けるようなところの体制づくりっていうのをぜひつくってもらいたいなっていうところも含めて、実際のところは実績ないっていうことで、Cということとさせていただきます。以上です。

○戸田委員長 そうすると、次は、奥岩委員。

○奥岩委員 これ未達かなということでCにさせていただいたんですけど、先ほどの錦織委員さんのお話ではないんですけど、この条文のとおり、活用を図るものとするということで、活用に対してもう全然何もしなかったっていうわけではないかと思いますね。完全未達のCというよりは一部達成ということで、B評価に変えさせていただきたいと思いま

す。

○戸田委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 これは、やはり第1項とも関係をしてると思ひまして、第1項が実績なしのBということでありまして、実績なしのB、政策立案能力の向上を資するようにさらに研さんするということでB。第2項は、今度はさらに体制を整備するために外部からの知識も得るよふにということで、実績はないんですが、やはり評価としては第1項と同じBということになるんじゃないかなと思ひました。以上です。

○戸田委員長 今城委員、いかがですか。

○今城委員 いいです。

○戸田委員長 いいですか。

そうしますと、よなご・未来の国頭さんがCなんですけど、あとはBという評価でございますが、国頭委員。

○国頭委員 Bでいいです。

○戸田委員長 そうしますと、意見集約を図らせていただきたいと思ひます。皆さん方、B評価ということでございますが、Bでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 ありがとうございます。

そうすると、第15条第2項はBということによろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、最後になりますけれども、第16条第1項について御協議いただきたいと思ひます。

国頭委員、お願ひします。

○国頭委員 会派の中でもあったんですけども、議会がつくった条例、これの検証っていうのも、ここではやってますけども、市民に一回やっぱり諮ってもらうっていう機会もあってもいいじゃないかという気はしております。そういった意見も会派ではありしたので、やはりまたこういったこの公表が、検証をやっぱり積極的に公表していくっていうものの周知っていうのはもっとすべきではないかなと思っておりますんで、Bとさせていただきます。

○戸田委員長 今城委員。

○今城委員 すみません、ここをBにしておりましたが、私のノートのところではAでしたので、記載ミスがあると思ひます。

○戸田委員長 Aですか。

○今城委員 はい。ただ、今、これ目的が達成されているかどうかの検証をして、結果について公表するっていうふうになっておまして、ですので、ある意味でいうと、今、検証をしっかりとやらせていただいておりますという現状と、前回もですが、きちっとした検証結果が出たものについてはホームページで公表を全てしておりますし、それについての御要望なり御批判なりというものがあったとしても、それはきちっとした形で受け止めていたはずだと思いますから、そういう意味では、条文として書かれているものに関してはきちっとやってるんじゃないのという、やっている過程ではあるんですけど、今、半分は、と思ひているので、すみません、Bと書いておましたが、これはミスで、Aです。

○戸田委員長 Aでね。

○**今城委員** ただ、対象外になったとしても、これは仕方がないというか、過程ですという意味では、そういうふうに思われてるとしたら、それはそうかもしれないと思いますが、前回もきちっと公表しているという意味で、やることはきちっとやっているのではないかなというふうに評価しています。以上です。

○**戸田委員長** 中田委員。

○**中田委員** 今、今城委員も言われましたけど、この条文が指している、検証をして、その結果について市民に積極的に公表するっていうことだったので、この対象となってる事例は前回しかない。そうすると、前回のものは公表されているので、検証して。次のことはまだ今検証中なので、前回の事例からいえば、公表されているということで、検証し、公表されているということで、Aにいたしました。

○**戸田委員長** ありがとうございます。

国頭委員。

○**国頭委員** ちょっと追加で、すみません、公表は公表で、それについてはしてるっていうことでいいのかもしれませんが、その先に、意見としては、会派の中では、公表してるホームページ等にやっぱり市民からの意見っていうものもしっかりと伺うべきであるっていうことはありました。公表の仕方も、議会報告会みたいなところでも、逆にやっていくべきじゃないかっていう意見もあったということは付け加えさせたいと思います。

○**戸田委員長** 次に、じゃあ、奥岩委員。

○**奥岩委員** これ1期前のところでもいろいろとあったと思うんですけど、第16条第2項を先にさせていただいてるんですけど、ちょうど今、これ検証中ですよっていうところで、今城委員、中田委員がおっしゃっておられたとおり、前回の分を対象としてここで評価をするっていうのであればAでしようし、今回の分を対象としてっていうふうに考えるのであればっていうことで、対象外とさせていただいております。

○**戸田委員長** 対象外で変わりませんか。

(「そこの認識を。」と今城委員)

(「そこで今回どうされる。」と中田委員)

(「認識をどうするかってことですね。」と今城委員)

奥岩委員。

○**奥岩委員** そういうことで、前回の分を対象にするのであればAとさせていただきたいですし、今回の分を対象とするのであれば対象外ということにさせていただきたいと思います。

それは第16条第2項のほうでも、同じような考えで、対象外とさせていただいております。

○**戸田委員長** 岩崎委員。

○**岩崎委員** 条文を見て、現在進行中の検証をこれから今は入ってるんだという認識だったんです。事務局から提出のあった実績のところも対象外となっておりまして、対象外でいいんだろうと思っておりました。ただし、今、話が出たように、前回は確かにきちんとホームページにもアップしています。ということであれば、確かにAなんだろうなというふうに思います。以上です。

○戸田委員長 なら、Aですか。

○岩崎委員 はい。

○戸田委員長 Aでいいですか。

○岩崎委員 はい。

○戸田委員長 錦織委員さん。

○錦織委員 事務局のほうを書いてたところ、実績のところ、欄が横棒になってまして、そういう、今回のことを入れるっていうんだったら、まだ検証中ということなんで、どういうふうな取扱いにするんでしょうかねって。それによってちょっと違うかもしれませんし、よなご・未来さんが、市民からの意見を募る必要があるっていうことは、それもありかなというふうには思います。ただ、それはそうとしても、Aもしくは対象外かなというふうには思います。

○戸田委員長 中田委員。

○中田委員 この資料で、冒頭、実績というところで括弧書きで、令和4年7月1日以降っていうことで、実績に基づいて評価をしてきたっていうことだと思うんですね、基本的に、時間軸としては。そうすると、そこに合わせて物事を考えればいいんじゃないかと思うんですね。

○戸田委員長 ということで、皆さん、ほかに御意見はありませんか。

塚田委員はありませんか。

○塚田委員 ないです。

○戸田委員長 いいですか。

○塚田委員 はい。

○戸田委員長 今、検証しとるというような状況下の中を踏まえれば、A評価ではないかという御意見でございますが、皆さん……。

（「いや、今、検証中。」と声あり）

検証中だったな。

（「対象外。」と中田委員）

対象外だな。ごめんなさい。

対象外ということで意見をまとめさせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 それでは、第16条第1項については、検証対象外ということにしたいと思います。

長い時間ありがとうございました。あとはなかったんじゃないかな。

あとは、付言事項についてまた皆さん方と御相談させていただければというふうに思います。

じゃあ、基本条例の検証については以上で終わりたいと思います。

（「ありがとうございました。」と今城委員）

次に、本日はここまでで進めさせていただきましたが、次回の日時は後日連絡させていただきます。御了承くださいませ。

それでは、委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 事務局から何かございますか。

毛利事務局長。

○毛利事務局長 すみません、1点御報告をさせていただきます。令和7年9月16日に発生いたしました委員会室、こちらの委員会室においての録画システムの不具合について御報告を改めていたします。メールでも御報告をしたんですけれども、9月16日9時30分頃に不具合というのを職員が確認しまして、当日の昼休憩中に対処をしまして、復旧をしたということでございます。また、当日、委員会終了後には、保守契約事業者によって点検を実施して、機器等の確認を行った次第でございます。

この不具合によって、当日行われました予算決算委員会総務政策分科会の午前中の委員席の画像が録画できずに、音声のみの記録となったということになります。委員会状況の配信に当たっては、委員側と執行部側、こちらの2種類の画面が同時に表示されているという状況なんですけれども、当該日時において執行部側画面のみの画像となり、音声のみの配信となっております。

この原因については、事業者から、操作卓の近くを歩かれた方がケーブル類に触れてしまったのではないかと。そして、カメラを接続するケーブルの接触不良が起きた可能性があるという報告を受けているという状況でございます。

報告については以上でございます。

○戸田委員長 事務局の説明は終わりました。

この件については、広報広聴委員会において今後の対応等を御協議いただくということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 よろしくをお願いします。

次に、事務局、毛利事務局長。

○毛利事務局長 もう1点、議場の空調設備に係る報告をさせていただきたいと思います。9月定例会中、議場内において空調が十分に効かなくなったという件がございました。こちらのほうの庁舎管理をしております総務管財課のほうと確認を取ったところでございますが、空調設備の老朽化というのがやはり一番の部分であって、設備の能力というのが低下している上、猛暑日が続いたというのが原因ではなかろうかということでございます。この空調設備、一括空調なんですけれども、更新は庁舎の大規模改修時に実施予定ということになってございます。当面の対応としては、現空調設備のほかに、補完的な空調設備を追加設置、これをするということで現在検討を始めまして、業者による見積りというのを依頼しております。実際に9月の定例会中にも2回、本会議場の見積り確認を実施しているところでございます。

今、現在、見積り中でございますので、またこの結果が出次第、状況を報告させていただきたいということに併せて、12月定例会におきましては、時期的に暖房という形になると思います。これは、管理のほうとして、総務管財課のほうは、現在の空調設備能力で対応可能であろうということでございます。切替えが必要になりますので、切替え点検を行って確認をする予定としているところを併せて申し添えますということで、御報告をさせていただきます。

○戸田委員長 事務局から報告がありました、何か御意見ありますか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 正副議長、何かございますか。

〔「特にありません。」と岡田議長〕

○戸田委員長 それでは、以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

午後２時２７分 閉会

米子市議会委員会条例第２９条第１項の規定により署名する。

議会運営委員長 戸 田 隆 次